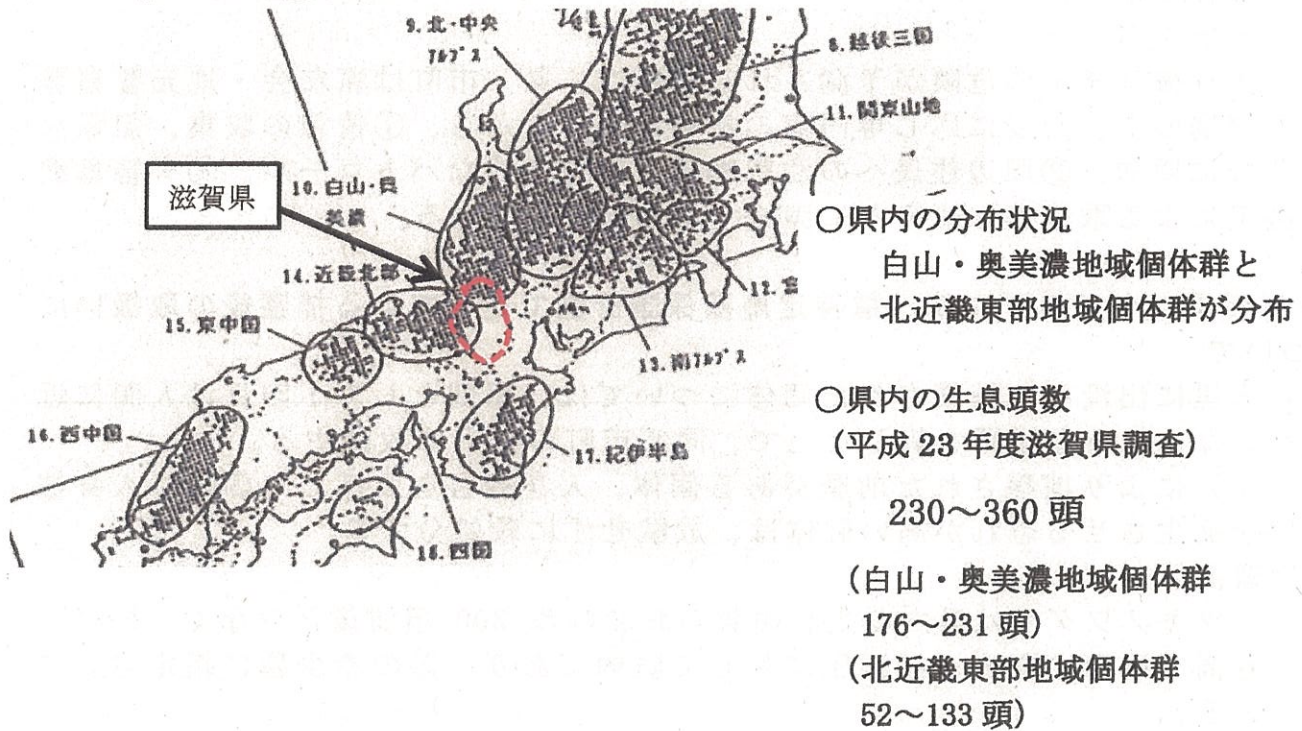
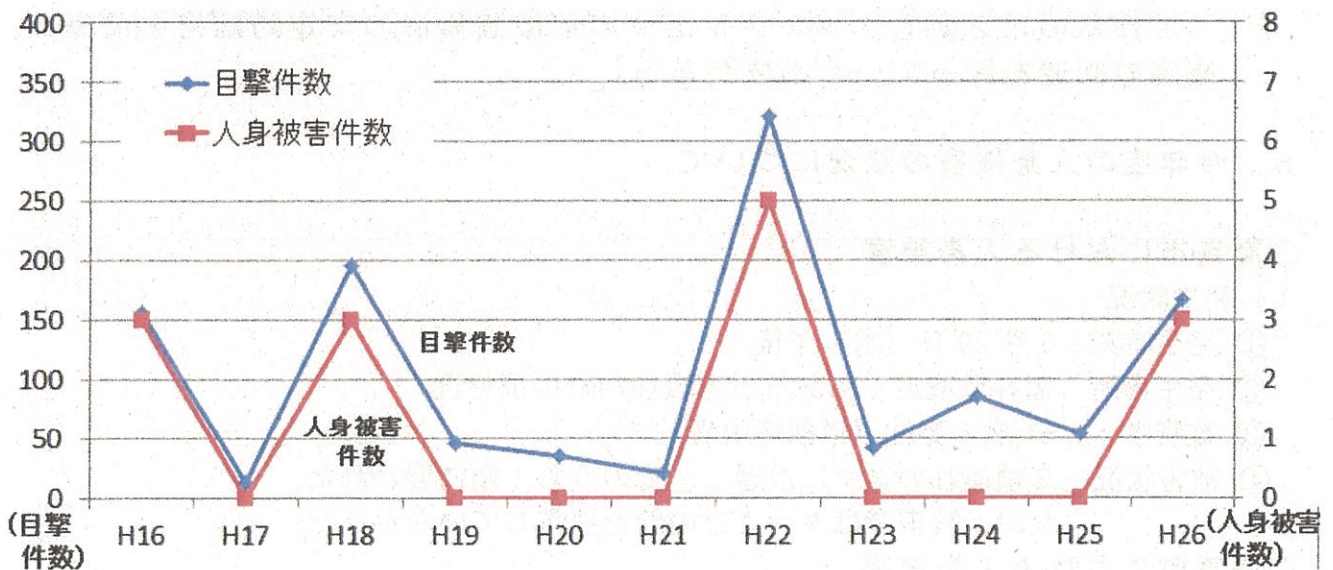


県内のツキノワグマの生息状況と人身被害の状況等について

1. 県内の生息状況について



2. 県内の目撃状況と人身被害について



ツキノワグマが集落付近に出没する背景としては、ドングリなど堅果類の作柄が直接的に影響していると考えられる。目撃件数が多い年度には人身被害も発生している。

### 3. 人身被害防止対策について

滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画に基づき、県・市町・地域住民で連携しつつツキノワグマの対応を行っている。

#### 1) 通常対応

ツキノワグマの出没や被害を減らすためには、誘引物の除去等を行うとともに、ツキノワグマとの不意の遭遇を避ける工夫が重要であり、このための普及啓発を強化する。

#### 2) 緊急対応

人身被害発生危険が予測される場合は、県・市町は猟友会・地元警察署と連携の上、必要に応じ専門家の指導を受けながら、①情報の収集、記録ならびに周知、②周辺住民への注意喚起、③定期的なパトロール、④有害鳥獣捕獲による取組等を速やかに実施することとしている。

### 4. 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画で定めている捕獲後の取扱いについて

1) 人里に出没して捕獲された個体については、原則として1回目は人間に近づかないような学習を施した上で、同じ市町の奥山に放獣する。

2) 1)により捕獲された前歴がある個体、人身被害を及ぼした個体、人身被害を発生させる恐れが高い個体は、放獣せずに殺処分する。

#### ※理由

ツキノワグマは県内の生息頭数がおおむね300頭前後と少なく、繁殖率も高くはないため、捕獲圧に対して脆弱であり、県の希少種に指定されている。

併せて、滋賀県は東日本の個体群と西日本の個体群の分布の中継地点であるため生息地の連続性を保つことが重要である。

これらのことから、ツキノワグマの地域個体群の安定的維持を前提に、被害の回避を図っていく必要がある。

### 5. 今年度の人身被害の状況について

#### ○高島市における人身被害

##### 1) 発生状況

- ① 発生時刻 5月20日(水)午後
- ② 発生場所 福井県境近くにある三重嶽(974m)山頂付近
- ③ 被害者 51歳の男性(単独登山者)
- ④ 被害状況 2頭連れのクマに遭遇し、そのうち1頭に襲われた。  
なお、被害者はクマよけの鈴を携帯していなかった。

#### ○多賀町における人身被害

##### 1) 発生状況

- ① 発生時刻 5月27日(水)午前4時30分
- ② 発生場所 多賀町樋田
- ③ 被害者 88歳の女性
- ④ 被害状況 人家横で後ろから近づいてきたクマに襲われて負傷した。

## 2) 被害発生後の対応

### ① 周辺地域への注意喚起

- ・多賀町、警察が連携して、付近の住民に対して注意、警戒を呼びかけるとともに警戒活動を実施。県からも、周辺市町に対して注意、警戒を呼びかけた。

### ② 多賀町における捕獲等の取組について

- ・多賀町において、人身被害発生場所周辺等に捕獲用檻を4基設置するとともに、周辺パトロールを実施。
- ・県においても、森林整備事務所職員によるツキノワグマの監視活動を実施。

## 6. 三重県によるツキノワグマの放獣について（別紙地図参照）

### 1) 被害発生日に判明した放獣の経過

- ・5月17日（日）に三重県いなべ市内でイノシシ用有害捕獲檻に錯誤捕獲されたツキノワグマを、同じ日に多賀町内に放獣していたことが5月27日（水）午前10時頃判明した。

### 2) 判明後の三重県の対応

- ・5月27日（水） 三重県農林水産部次長、担当課長が多賀町を訪問し謝罪と事情説明
- ・5月28日（木） 三重県知事がツキノワグマの放獣について滋賀県知事に謝罪  
三重県農林水産部長、次長が謝罪と事情説明のため来庁  
（滋賀県の対応）  
三重県に対して、滋賀県内に放獣したことおよびその連絡がなかったことについて嚴重に抗議するとともに、再発防止に努めるよう強く要請

### 3) 放獣されたツキノワグマに関する情報

- ・5月28日（木）夕方、三重県と岐阜県の県境付近の岐阜県海津市付近に存在していることが電波発信機からの電波により確認された。その後も、三重県と岐阜県の県境付近を移動
- ・5月30日（土）および6月7日（日）に捕獲作業が実施されたが、現在、捕獲には至っていない。

- 4) 放獣个体と加害个体が一致するか鑑定するため、放獣个体から採取した血液について三重県が、被害現場で採取した体毛について多賀町が、それぞれDNA鑑定に着手している。

